

解放への一步

第52集

〈筑紫野市人権尊重のまちづくりスローガン〉

自分が人からされたり 言われたりしていやなことは
自分は 人にしない 言わない

筑紫野市

道は真っすぐに
(写真：南より宝満山を望む)

解放への一步（第52集）アンケート用紙

（当てはまるものに○をつけて下さい。）

①解放への一步第52集の内容は・・・

- ☐よかった
☐まあよかった
☐あまりよくなかった
☐よくなかった

②心に残った内容は…（複数回答可）

- ☐巻頭詩
☐「人間の営みによって差別はなくせる」
☐「出会い、自分をみつめて」
☐「差別されない権利～私たちの未来のために～」
☐「そのことば、誰かを傷つけてない？」
☐「みんなの教科書」
☐「強く優しく生きる」

③感想をお聞かせ下さい。

解放への一步（第52集）アンケートのお願い

今年は、同和対策審議会から「同和問題は、もっとも深刻にして重大な社会問題」や「その解決は、行政の責務であり国民的課題である」と答申が出されて60年めにあたります。「解放への一步」も市民のみなさまに、同和問題の現状や当事者の思いを知っていただき、自分事として考え、同和問題の解消に努めていただきたく発行しています。

今年も読まれた感想等をいただき、今後の参考にしていきたいと考えています。趣旨をご理解のうえご協力のほどよろしくお願いいたします。

※アンケート回答の方法

- ①FAX: 上のアンケート用紙に記入のうえ以下の番号にFAX下さい。
→FAX番号: (092) 923-9644 筑紫野市役所教育政策課 宛
- ②郵 送: 上のアンケート用紙に記入のうえ以下の住所にご送付下さい。
→〒818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号 筑紫野市役所教育政策課 行
- ③メール: k-kyoumu@city.chikushino.fukuoka.jp
- ④市ホームページのアンケートページ [筑紫野市 解放への一步 検索](#)



携帯電話・スマートフォン等で読み取るとアンケートページにつながります。



2025年11月1日発行 解放への一步 第52集

■編集発行

筑紫野市
筑紫野市教育委員会
筑紫野市同和教育研究会
筑紫野市同和問題啓発資料編集委員会

■問い合わせ先

筑紫野市教育委員会教育政策課
TEL: (092) 923-1111（内線714、715）

■印刷 久野印刷株式会社

うそかまことか

フェイク（にせもの）かファクト（事実）か

わかりにくい なんとか わかりにくい

「平和」をもとめて 武器をすてるか

「平和」のために 武器をもつか

どっちが正しい？ どっちも正しいなんて言わないで

八〇年前 その武器によって幾十万の命が一瞬にして消された事実から

わたしたちは何を学んで来たのだろう・・・

むずかしい なんとか むずかしい

「人権」はすべての人にあるのに 「差別」があるのはなぜ

「平等」であるはずの世の中に 「格差」と「不平等」があるのは仕方がないの

それが現実 それが世間というものだなんて言わないで

六〇年前 「同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、

日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」と

同和対策審議会「答申」した

わたしたちは「国の責務」のもと「国民的課題」として取り組んできたのに・・・

建て前かホンネか

善か偽善か

いくら取り組んでも 差別はなくならないって

差別に泣いている人を前にして言えるほど わたしたちは冷酷ではないはず

何が正しいのだろう

一旦立ち止まろう

そして 学ぼう

「一」と「止」まるで 正しく学ぼう

「〇〇は同和地区です」

うそかまことか

そうであれ そうでなくとも

「差別してはならない」

それが、長い時間をかけ 人間の英知と理性が導き出した「正しい」こと

う



ぼ



な



ま



く



し



だ



た



人間の営みによって差別はなくせる

同和対策審議会答申から60年

今年は1965（昭和40）年に同和対策審議会答申（同和対策答申）が出されて60年の節目の年にあたります。同和対策答申は、「同和問題の解決のための基本的方策」を示すことを諮問された審議会が、同和地区の実態調査を行い、百回を超える審議を重ね、内閣総理大臣宛に提出したものです。

これにもとづき、さまざまな施策が行われました。



答申の概要は、次の3点です。

① **同和問題が現実の社会に実在していること**
雇用・生活水準・環境状況・就学のさまざまな分野において同和地区住民が部落差別の結果として低位な状況に置かれていることを示しました。

② **その解決は、行政の責務と国民的課題であること**

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがってこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国（行政）の責務であり、同時に国民的課題である。」

この文言は、憲法に保障された基本的人権が部落差別によって完全に保障されず、同和問題の解決は全ての国民の課題であることを明確に示しています。

③ **同和問題が解決可能な社会問題であること**

答申では、同和問題は、日本社会の歩みの中で形成された社会問題であると定義しています。そして、人間の営みによって差別が作り出されたのであれば、人間の営みによって解決ができると明言しています。

同和対策事業特別措置法のもとで

1969（昭和44）年にはこの答申を受け、実態としてある差別の解消のため「同和対策事業特別措置法」が施行されました。

この法律では、同和地区住民の生活権の保障や格差改善をめざし、道路や橋、上下水道や公園などのインフラの整備などが行われました。また、奨学金の設置、就労支援の事業も行われました。

このような施策は2002（平成14）年に終了し、事業の結果、次のように成果と課題がまとめられました。
（概要）

成果

○生活環境など格差が一定改善された。
○財政的負担が大きい基盤事業はほぼ完了した。

課題

○教育・就労・産業面でいまだに格差がある。
○差別意識が存在する。
残る課題については、一般施策で粘り強く取り組むべきで、同和対策答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれが責務を自覚し、今後とも一致協力して積極的に取り組んでいく必要があると言われています。

人権尊重のまちづくりを

筑紫野市でも同和対策事業特別措置法のもとに、河川の護岸工事、道路や公園の整備など、環境整備事業が行われました。これらは筑紫野市民の安全や生活を支えたり、多くの人々の笑顔を生み出す憩いの場所になったりしています。

一方で、同和地区間い合わせやインターネット上での差別的書き込みなどが発生している現実があります。

今一度、同和対策審議会答申の精神に立ち返り、同和問題の解決を通して、ともに人権尊重のまちづくりを進めていきましょう。



出会い、自分をみつめて

教員になる前の私は、部落差別は、どこか遠くのもので、自分には関係のないことだと思っていました。でも、見えていなかっただけ、気づいていなかっただけで、部落差別は私の身近に確かにあったのです。

教員になって

私は、教員になって[※]識字学級に関わるようになりました。そこには、教育から遠くに置かれた人たちが文字を取り戻していく営みがありました。

「子どもの頃は、家の手伝いで学校に行けんやった。」
「結婚したくても、部落の出身だからという理由で、結婚できんかったとよ。」

そこで出会った人たちが語る差別の現実、当時の私にとって、衝撃的なものでした。それでも、今まで部落差別と出会ったことのなかった私は、どこか昔の出来事のように感じていました。今はほとんどなくなっているだろうと思っていたのです。

※識字学級とは、部落差別によって学ぶ機会が奪われた「文字」を習得することから始まった取組。現在は、部落差別をなくすための学習がさまざまな形で行われています。



私は今、福祉の仕事をしとるんよ。
利用者さんと話したら、
「A町のあたりは部落だから
近づかない方がいいよ。」
と言われたんよね。
「私も部落の生まれなんだけど。」
と言いたかったけど、
やっぱり言えんかった…。



会社の営業の仕事で、
上司を隣に乗せて
運転していました。
ある地域の近くを通っていたら、
上司が、
「このあたりは部落だから
気をつけるよ。」
と声をかけてきました。
胸が苦しくなって、
頭が真っ白になって
何も言えなかったです。

「部落に関わりすぎない方がいいんじゃない。」
「こわい人も多いんですよ。」

識字学級に関わって数年が経った頃、母が口にした言葉に胸が苦しくなりました。愛情いっぱい私を育ててくれた母の中にも、部落に対する差別意識があることに気づいた瞬間でした。部落差別は私のとても身近なところにあったのです。これまで関わった地域の方や子どもたちの顔が次々に浮かんできました。「その言葉で、傷つく人がいる。思い込みで言うのはおかしい。」と思いました。でも、その時の私は「そんなことないよ。自分で決めていることだから。」と返すことしかできませんでした。

地域の親との交流会で

「先生は部落差別と出会ったことがありますか？」
交流会で地域の親たちから問われた時、ドキッと思いました。自分の経験を話すことは勇気があることでしたが、思い切って母の言葉にうまく返事ができなかった後悔を語りました。「どうしてちゃんとおかしいと言ってくれないのか。」と言われても仕方ないと思っていました。が、親たちは、「何も言えないその気持ち分かるよ。」と自らのことを語ってくれました。

親たちが語る差別の現実、部落差別が決して昔の話ではなく、私たちが暮らしている「いま」の社会で起きていることを教えてくれました。

親たちは、どれだけ「間違っている！おかしい！」と声に出したかったでしょうか。当事者が、「おかしい」と言いたくても言えない、そんな社会の現状があるのです。そして、母に何も言えなかった私は、そんな社会をつくっている一人であることに気づかされたのです。

差別をなくつていけるのは

生まれた場所、住んでいる場所でその人の何が分かるのでしょうか。「こわいらしい」「近づかない方がよい」といった噂や偏見によって、声にならない怒りや、悲しみ、生きにくさを抱えながら暮らしている人々がいます。そのような社会の問題は、見ようとしなければ見えず、変えようとしなければ変わりません。

社会を変えていくのは、今の社会を生きる私たちです。まずは社会にある差別のおかしさを正しく知っていきましょう。そして、自分を見つめ、おかしさに対して声をあげていきましょう。私たちの意識で社会は変えていけるのです。私も、母に自分の思いを伝えることから始めていきます。

差別されない権利、私たちの未来のために、

「差別されない権利」って知っていますか？

当たり前のように、そうではない

いわれのない差別の裁判で

長い道のりを経て初めて認められた権利

その画期的な判決はつい最近のこと

自分とは関係ない、それでいいのだろうか

インターネットやSNS

私たちの平穏な生活を脅かす影

私たちみんなの問題ではないか



どう立ち向かうべきだろうか

まず知ることから始めよう

歴史を学び、今を知り

差別を見抜く感性を高めよう

みんなの意識が、社会を変える力になる

差別をなくすために正しく学び

自分を見つめ、自分から変わっていく

そして、周りに広めていく必要もある



あなたはどうか行動しますか？

どうして画期的なことなの？



むさし つくしちゃん

2024（令和6）年12月、差別を受けている地域名の一覧を本やインターネットで公開した事件の裁判が、8年間かけてやっと終わったんだ。

本の出版禁止とインターネットからの削除はもちろんだけど、この裁判ではじめて「差別されない権利」が認められたんだ。

これまではね、裁判で差別が法に違反していることを認めてもらうことが難しかったんだ。でも、この裁判では、「差別が人を傷つけ、普段の穏やかな生活をできなくさせる」という点に注目し、憲法13条と14条の考え方から「差別されない権利」を認めただんだよ。

これは日本の裁判で初めてのこと、憲法から差別は許されないという考え方が示されたんだ。

だから、部落差別やその他の差別の解消に向けた画期的な一歩と言えるんだよ。

※日本国憲法第13条（抜粋） すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法第14条（抜粋） すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

私たちの生活と関係あるの？



今は、インターネット、SNS、スマートフォンがたくさん使われているよね。便利だけど、差別的な情報もあつという間に広がるんだ。

だからね、誰でも、ある日突然、差別される可能性があるし、逆に差別してしまう可能性もあるんだよ。

今回の裁判結果は、インターネット上の差別的な書き込みを削除しやすくする法律でも使われていて、差別を防ぐ力になっているんだ!!

一緒に差別の歴史と現状を学んでみよう。

うん。部落差別は今も続いている社会問題なんだね。

今も差別する人がいて苦しむ人がいる。みんなの問題だね。

差別について正しく知るのは大事だね。

自分自身のことを見つめ直す機会にもなるね。



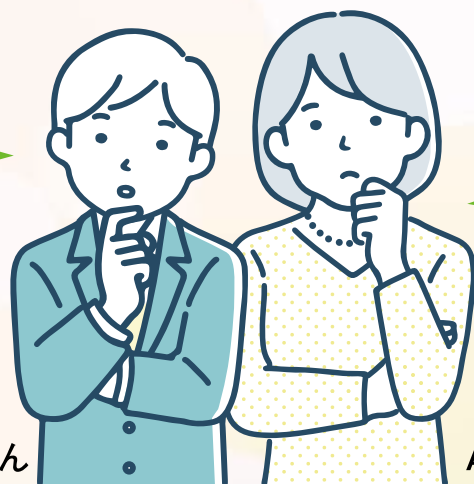
差別をなくすため、そして私たちの未来のため、学んだことや「差別されない権利」のことをみんなに伝えていく必要があるね。

そのことば、誰かを傷つけてない？

よく聞く発言ですが



部落差別って昔のことでしょ？



Bさん

Aさん

わざわざ教えるから差別がなくならないんじゃないかな

部落差別は、今ここにある社会全体の問題です。部落差別の始まりは、昔々のことです。しかも、1871（明治4）年の「賤民廃止令（いわゆる解放令）」によって法的にはなくなっただけです。それなのに、今のときもインターネット上で、同和地区をあばいていく情報が拡散されたり、ひどい差別表現がくりかえされたりしているのはなぜでしょう。実際にある差別を解消するために、2016（平成28）年に「部落差別解消推進法」が制定されています。この法律の中には、部落差別は現存すると明記されています。

「知らぬが仏」ということわざがありますが、真実を知らないことが本当に幸せでしょうか。今日のように間違った情報があふれている社会の中で、いつだれが同和問題に出会うかわかりません。その出会いの中で、時には、予断や偏見が植えつけられるかもしれません。公教育の中では、差別の現実や人の痛みを知り、そこから何が正しいかを学び、豊かな社会をつくりあげていくために部落問題を教えています。



「マイクロアグレッション」

AさんとBさんは、差別する気持ちでこのような発言をしたわけではありませんでした。しかし、部落差別が身近で深刻な社会問題ととらえきれず、無関心で無関係な立場にあると思っています。

このような意識から生まれる発言が、気づかないうちに部落差別を受けている人の心を傷つけ、苦しめている要因にもなります。

これらのように、表現する側に自覚はないものの、日常的な言動の中で、社会的少数派に対して無知、偏見・無理解などを含む「小さな攻撃」が行われることを「マイクロアグレッション」といいます。

表現する側が無自覚であるため、何度も繰り返され、相手を傷つけてしまう行為となり、「私は差別なんてしていない」と思っている人も、知らず知らずのうちに誰かを傷つけている可能性があります。

まずは、自分自身の言動について今一度立ち止まって振り返ることが、社会の差別問題をなくしていく第一歩となります。



気づき・学び・変わる

令和3年に福岡県が実施した県民意識調査によると、「部落差別は一部の人の問題で自分とは関係ない」と考えている人が2割いることが明らかになりました。「関係ない」ととらえている人も日常の中で、無意識の偏見が言動に現れていることもあるかもしれません。

マイクロアグレッションは、日常に垣間見える「気づかれにくい差別」と言えます。その影響は、個人間にとどまりません。教育・就労・結婚・社会参加などあらゆる生活場面において不平等を温存助長させ、社会全体の格差を繰り返し生みだしていくことを下支えています。

ある被差別部落の方が話してくれたことがあります。

子どもの頃、友だちの家に遊びにいったとき、

「おうちはどこなの？」

「〇〇です。」

と答えた瞬間から、今までにこやかで優しくそうなお母さんの目が、急に冷ややかになり険しい顔で奥に入っていた。その顔が歳をとった今も忘れられない。

「意図せず人を傷つけているならば、意図して学び、変わる」ことができるのが私たちです。

みんなの教科書

毎年春には

毎年四月になると、小・中学校では児童・生徒に新しい教科書が配布されています。

小学一年生の教科書配布時に使用される袋の裏面には、次のように書かれています。



保護者の皆様へ

お子様の御入学おめでとうございます。
この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、国が無償で配布しているものです。
この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代を担う子供たちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、その負担によって実施されております。
一年生として初めて教科書を手にする機会に、この制度に込められた意義と願いをお子様にお伝えになり、教科書を大切に使うよう御指導いただければ幸いです。

文部科学省

<https://www.mext.go.jp/>

教科書は買っていた?!

現在では、義務教育で使用する教科書は無償で配布されていますが、1960（昭和35）年頃までは現在と異なっており、各個人で教科書を買っていました。

当時は、教育費負担が大きく、経済的に苦しく、子どもたちが学校に行けない状態もありました。中でも、同和地区の保護者たちは、部落差別のために安定した仕事に就けず、低収入のために苦しい生活を強いられていました。また、当時は、子どもの数
が今に比べて多かったため、家庭では教科書をそろえるだけでも大きな出費になっていました。そのため、教科書を購入できずに学校に行くことさえままならず、十分な教育を受けさせることができない場合がありました。



1950年代の1日の日当と教科書代金

教科書代金		1日の日当
中学校	小学校	
1200円	700円	300円

高知県のある同和地区の保護者たちは、子どもたちには十分な教育を受けさせたいという思いから、「義務教育は

これを無償とする」憲法26条を根拠に立ち上がりました。

これをきっかけに、部落解放をすすめる団体、小・中学校のPTAの団体、子どもを守る女性の団体、労働者の団体など多くの市民・団体が協力して運動を行いました。

やがて、教科書無償の運動は、全ての人の教育を受ける権利を獲得するものとして各地に広がっていきました。そして、ついには国をも動かし、教科書無償の法律ができたのです。その結果、1963（昭和38）年度入学の一年生をスタートに、1969（昭和44）年には全小中学生への無償配布が実現しました。

教科書無償化運動からの広がり

現在、中学一年生には15冊の教科書が配られ、一人あたり18000円程かかり、全国では昨年度、約37億円の税金が使われています。現在では、教科書無償運動の成果として、児童・生徒の「教育を受ける権利」が当然のように施策となって位置づいているのです。



さらには、「教育を受ける権利」をより充実させる活動へと発展しています。
福岡県では、「経済的理由で進学を断念させない」のローガンのもと、多くの人々の署名活動などの結果、奨学金制度が次のように改善されました。

福岡県奨学金制度の主な改善点

採用枠が増え、入学支度金が貸与されるようになりました。また、保証人が減り、成績条件もなくなり利用しやすくなりました。さらに、無金利で利用者の負担も減りました。

奨学金を必要とする全ての子どもたちが制度を活用できるようにと、制度の改善と拡充が図られています。

未来につなげる教育の充実のために

これからの社会を担っていく子どもたちの教育環境を改善していく取組は、人権問題を解決し、子どもたちの学ぶ権利を保障していく上でも非常に重要なことです。子どもの責任でない経済面や不合理な理由によって、学ぶ機会が失われてはなりません。これから、幸せで豊かな学びができるよう見守っていきましょう。



私の父と母

私の母は、同和地区に生まれた父に
出会い、恋をして結婚しました。この人
と結婚したいという純粋な気持ちで結婚
を決めたのですが、祖母や親せきから
「そんな地区の人と結婚したらいかん。」
と反対されたそうです。母は、



「みんな同じ人間やろう。そんなこと言うあなたたちの方
がおかしいよ。」

と、反対を押し切って結婚したそうです。

父と母は、4人の子どもに恵まれ、私は、第一子として
生まれました。小学生になり、いろいろなことがわかるよ
うになったある日、母から大事な話があると言われました。
母は、父が同和地区に生まれた人で、世の中には部落差
別があることを教えてくれました。でも、何もみんなと変
わらないこと、差別をしている人がおかしいこと、もし差
別されても堂々と生きていけばいいということを教えてく
れました。そんな母に育てられた私は、一度も同和地区に
生まれたことを恥じたことはなく、堂々と友だちや夫やそ

の家族にも話してきました。話した相手からは、
「まだそんなことで差別する人いるの？」
と言われたこともありますし、

「親からあそこのムラの人とは関わったらダメよ。危ない
人がいるらしいよと言われていた。」

と話してくれた人もいます。その時、私は

「人はどこの人だからいい人・悪い人とかはないと思う。

その人と関わってみないとどんな人なのかわからないで
しょ。それに、同和地区に生まれたからおかしい人とい
うのは、偏見でしかないと思う。」

と、話してきました。

私の祖母

父のことを差別的に見ていた祖母も、私たち4人の孫を
とてもかわいがってくれました。私もそんな祖母にたくさ
ん甘えさせてもらいました。ある日、妹の行動が気に入ら
なかった祖母は、妹に対してひどい言葉を言いました。部
落差別につながる言葉でした。

母はひどい差別用語を発した祖母に激怒して、

「そんなひどいことを孫に言う人に、うちの子は関わらせ
ん。うちから出て行って。」

私の今

私は、両親・祖父母・今まで出
会った先生たちからたくさん愛情をも
らい、大切に育てられました。

高校生になり進路を決めるとき、人と
関わる仕事がしたい！と強く思うよう
になり、幼児教育の道へ進みました。そして、市内の幼稚
園に就職し、毎日園児と楽しく過ごしています。

私は、自分が大切に育てられたように、子ども、その

子の家族、そして職員、地域の方々など、一人ひとりを
大切にすることをモットーとしてお仕事をさせてもらっ
ています。



差別がない世の中には、一人ひとりを大事に思い、
自分がされたら嫌なことはしないことが大切です。この気
持ちさえあれば、どこで生まれても、どんな人でも、差別
はなくなると思います。

しかし、今もなお差別で苦しんでいる人はいます。幼児
教育の中で、差別する子、差別される子、見て見ぬふりを
する子をなくし、「おかしいことをおかしいと言える子」
を育てることを通して、どの子ども堂々と自分を生きられる
世の中にしていきたいと願っています。

差別を憎み、人を憎まず

父と妹は、祖母から差別を受けましたが、祖母に対し
て怒ることもなく、優しく接していました。父に、

「おばあちゃんのこと嫌いにならんと?」

と聞いたことがあります、

「お前たちのたった一人のおばあちゃんやろうもん。嫌い
とかないよ。」

と言っていたことを覚えてい
ます。

差別を受けたからこそ、人
に優しくできる父。そんな強
くて優しい父を今でも尊敬し
ています。

